

【資料6】

神社小学校・大湊小学校統合準備会の運営方法について

1. 会議の公開（傍聴）について

- ・「伊勢市立小中学校統合準備会設置要綱」第7条第6項により原則公開とします。
- ・ただし、案件によっては、会議に諮って非公開とすることができます。

①傍聴希望があった場合

（会議開始前の場合）

会議の開催前に傍聴の取扱（公開か非公開か）を諮ることとします。

会場の後席に傍聴席を設けることとし、会場により座れる（又は入れる）人数を超える場合は抽選とします。

（会議途中の場合）

会議の途中で傍聴の申し出があった場合も同様の取扱とします。

②傍聴できる者又は禁止事項

- ・伊勢市教育委員会傍聴人規則を準用します。

【参考】 伊勢市教育委員会傍聴人規則（抜粋）

第2条 次の各号のいずれかに該当すると認められる者には、傍聴を許さない。

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) その他委員長において傍聴を不相当と認める者

第3条 傍聴人は、いかなる理由があっても議席へ入ることはできない。

第4条 傍聴席が満員になったとき、その他必要があるときは、傍聴を制限し、又は禁止することができる。

第5条 傍聴人は、傍聴席において次の事項を守らなければならない。

- (1) 帽子を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときは、この限りでない。
- (2) 飲食をしないこと。
- (3) 静粛を守り、みだりに私語、談話をしないこと。
- (4) 委員の言論に対し、拍手、発言、批評を加えたり賛否を表明しないこと。
- (5) その他会議の妨害となるような言動をしないこと。

2 前項各号の規定を守らず注意を与えてもなお改めない者には、退場を命ずる。

- ・この規則にない事項については、その都度会議に諮って可否を決定します。

例) ビデオ撮影、カメラ撮影、録音機の使用など

2. 欠席時の取扱（代理出席）について

- ・会議開催日に都合により欠席になる場合、統合準備会委員は個人に委嘱をしているため、代理出席は認めないこととします。
- ・ただし、意見があるときは、あらかじめ文書、メールなどで事前に申し出をすることとします。

3. 会議録の作成について

- ・会議録は要約筆記とし、発言者無記名で事務局が作成します。
- ・会議録は、伊勢市ホームページに掲載します。

4. 広報について

- ・統合準備会だよりを発行します。

〔配付先〕

- ①統合対象となる小学校の保護者に学校を通じて配付
- ②統合対象となる小学校区内の幼稚園・保育所の保護者には、園を通じて配付
- ③統合対象地域の自治会には回覧で周知

〔その他〕

- ④伊勢市のホームページでPDF版として掲載
 - ⑤市役所、教育委員会、支所の窓口で配付
- ・広報いせは、定時的に掲載を依頼
 - ・各学校の学校通信やホームページでの広報

※統合準備会だより、広報いせには、名簿及び会議中の写真等を掲載する場合があります。

5. 会議開催場所等について

- ・会場は、神社小学校区と大湊小学校区と交互に会場の設定をします。
- ・会議開催時間は、原則、平日の午後7時30分からとします。都合により土日開催の場合は午前や昼からという場合もあります。
- ・次回の開催日を会議終了後に決定します。